

公立大学法人横浜市立大学職員安全衛生管理規程

第27条の2 第2項の取扱いに関する要綱

制 定 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）第27条の2第2項の規定に基づき、附属2病院に勤務する医師に対する面接指導等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(附属2病院に勤務する医師)

第2条 附属2病院に勤務する医師とは、附属病院又は市民総合医療センターで勤務する医師その他理事長が別に定める者をいう。

(面接指導実施医師)

第3条 面接指導実施医師とは、安全衛生管理規程第12条に規定する産業医又は理事長が別に定める面接指導医をいう。

(医師に対する面接指導)

第4条 病院長は、附属2病院に勤務する医師のうち、兼業先の労働時間を含めた1か月の時間外・休日労働時間が100時間以上と見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）に対し、次の各号に掲げる時期までに、面接指導実施医師による面接指導を行うこととし、面接指導対象医師は、当該面接指導を受けなければならない。

- (1) 1か月の時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間
- (2) 1か月の時間外・休日労働時間が100時間以上になった後遅滞なく
- 2 面接指導対象医師は、前項の面接指導を受けた場合には、面接指導実施医師からその結果を証明する書面の交付を受け、当該書面を病院長に提出するものとする。ただし、当該面接指導対象医師の依頼により、当該面接指導実施医師が病院長に当該書面を提出した場合は、この限りではない。
- 3 前2項の規定は、面接指導対象医師が附属2病院以外の医療機関においても勤務する場合であって、当該医療機関において第1項の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面が病院長に提出されたときは、当該面接指導対象医師については、適用しない。
- 4 病院長は、第1項及び前項の面接指導の結果に基づき、面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、第1項の面接指導後又は前項の病院長に対する書面提出後遅滞なく、面接指導実施医師の意見を聴取するとともに、当該意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、意見聴取後遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講ずることとする。
- 5 病院長は、前項の面接指導実施医師の意見を勘案し、前項の措置に加えて更にその必要があると認めるときは、面接指導対象医師の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、面接指導実施医師の意見の安全衛生委員会への報告その他の適切な措置を講ずることとする。

6 病院長は、面接指導対象医師の、兼業先の労働時間を含めた1か月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合には、遅滞なく、労働時間の短縮のために必要な措置を講ずることとする。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。